令和 7 年 12 月 6 日

区民・組長様へ

春日井広報 2 月号(1 月下旬配布分)からの
配布方法の変更について　(お知らせ)

毎月の広報については、各副町内会長(町内会長)が各組長宅へ届け、組長が各世帯に配布していましたが、2 月号(1 月下旬配布分)から、広報の配布方法を市が委託する民間業者による全戸配布へ変更されます。(戸別住宅は「ポスト(郵便受け)」に、集合住宅は集合ポストに投函)

組長様におかれましては、お手数をおかけしましたが 1 月号(12 月下旬配布分)までの配布をよろしくお願いいたします。

松河戸区長　長谷川浩